

○ 生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 上 田 公 司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第93号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」及び請願5件であります。

当委員会は、去る12月11日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願5件についても、審査いたしました。以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第93号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」であります。番号法の施行に伴い、申請書等の記載事項に個人番号を追加する改正を行うものであります。

委員からは、条文中に個人番号を有しない者とあるがどのような場合を想定しているのかについて質疑があり、理事者からは、例えば、10月5日の法施行日において、国外に住所がある方については帰国時に付番されるため、国民健康保険の加入手続時に個人番号がないことなどを想定しているとの説明を受けました。

また、委員からは、特定個人情報保護評価として国民健康保険事務基礎項目評価書及び後期高齢者医療制度関係事務基礎項目評価書について質疑がありました。

理事者からは、特定個人情報保護評価とは社会保障・税番号制度における個人情報保護対策のひとつとして、実施機関が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを評価書にて宣言するものであり、10月15日に対象事務についての評価宣言をしており、1月1日からマイナンバー制度の運用が開始されるため、必要なシステム改修等の個人情報の保護や適正な使用について検証をしながら準備を行っているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

